

空家情報バンク登録申込書

年 月 日

飯田市長

住 所
申込者 氏 名 印
電話番号

飯田市空家情報バンク制度実施要綱第 3 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり空家情報バンクへの登録を申し込みます。

なお、申込みの内容を確認するため、私の固定資産課税台帳等を閲覧することについて同意します。

1 契約交渉の形態（いずれかの□欄にレ印を付してください。）

☐直接型 交渉及び契約に係る手続の全てについて、自ら責任をもって行います。

☐間接型 交渉及び契約に係る手続について、市が協定を締結している者による媒介等を希望します。また、媒介等を行う者へ所有者等の情報を提供することについて承諾します。

2 空家情報登録カード（様式第 2 号）に記載した事項について、個人情報を除き、市の管理するウェブサイト等に掲載することについて承諾します。

3 登録を申し込む空家は、現在、宅地建物取引業者と媒介契約、代理契約等の契約を締結していません。

4 私は、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員である者又はそれらの者と密接な関係を有する者のいずれでもありません。

5 空家情報バンク制度の利用を通じて得た情報は、みだりに他人に提供し、又は不当な目的に利用することなく、空家情報バンク制度の目的に従って適正に利用します。

6 登録を申し込む空家について、空家としての状況が解消されるまで定期的な点検、管理、除草及び家財処分に努めます。

7 関係書類

(1) 登録を希望する空家の登記事項証明書

(2) 申込者が本人であることを証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(備考) 1 飯田市は、空家に関する交渉、売買又は賃貸の契約等には一切関与しません。

2 間接型は、宅地建物取引業法の適用を受けます。したがって、宅地建物取引業法の規定に基づき報酬の支払が発生します。

3 申込みにより市が得た個人情報は、契約成立後の状況調査その他本制度の目的以外に利用しません。

[illegible]

(裏)

【間取図】

1 階	2 階
-----	-----

【地図】

--

- (備考) 1 二重線内の各欄について記入し、該当する項目の□欄にレ点を付してください。
- 2 「所有者」「その他の連絡先」「借地等の場合、その所有者の連絡先」欄の住所、氏名及び電話番号は、ウェブサイト等に掲載しません。
- 3 抵当権の設定、相続登記等の有無その他説明すべき事項等がある場合は、「特記事項」欄に記入してください。
- 4 ウェブサイト等に掲載するため、建物の外観及び内部の写真（電子データ可）を添付してください。
- 5 記入漏れ、内容誤り等により契約不適合責任等が生じた場合、市は一切の責任を負いかねます。

処理欄	申込受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日
	登録日	年 月 日	登録存続期限	年 月 日
	登録番号	第 号	契約成立日	年 月 日